

## 三重県サービス付き高齢者向け住宅 更新申請時の添付書類一覧

令和4年9月1日より、登録更新にあたり、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略できます。【★印の書類に限ります。】

	提出書類	備考・注意事項
1	<b>更新申請書</b>	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムサイト( <a href="https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/">https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/</a> )より、登録システム入力、印刷したもの。
2	<b>【★】各階平面図</b>	縮尺(1/200 以上)、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要、共同利用設備ならびに(併設する場合)高齢者居住生活支援施設の区分・名称を表示された図面。 ※ 住戸番号、専用部分・共用部分の寸法及び面積を記載すること。 ※ 作図された建築士の氏名及び建築士の資格種別、建築士番号、所属(事務所名)を記入すること。 ※ 変倍しないこと。(縮尺が変わってしまうため。)
3	<b>【★】各住戸タイプごとの詳細図</b>	面積、寸法の確認できるもの。 ※ 変倍しないこと。 ※ PS、DS、収納設備の各部寸法(収納設備については、外観の高さを表示する)
4	<b>【★】住宅の加齢対応構造等を表示した書類</b>	既存の建物(高齢者向けの住宅、有料老人ホーム等以外の場合に限る)を改修して整備した場合に限り、「改修用」を適用できます。 いずれの場合も、建築士の署名もしくは記名が必要です。
5	<b>建築確認済証の写し</b>	
6	<b>【★】入居契約の約款</b> (例:賃貸借契約書、利用権契約に係る書類等)	権利金、礼金、その他の金銭を受領しない契約であること (償却式の敷金も不可)
7	<b>【★】入居契約書のチェックリスト</b>	契約書の記載内容について確認し、記入してください。
8	<b>登録申請手数料</b>	収納した手数料は返納いたしません。 (手数料一覧表参照)

※1 新規登録時に必要なサービス付き高齢者向け住宅設置に係る協議書は、更新時には不要です。

※2 上記提出書類の様式は三重県のホームページからダウンロードできます。

以下は該当する場合のみ提出してください。

	提出書類	備考・注意事項
9	＜前払い金を受領する場合のみ＞ 【★】前払金の保全措置を証する書面	例：銀行との連帯保証委託契約書、保険会社との保証保険契約書、信託会社との元本補てん等の信託契約書等） (敷金、前月中に受領する月払い家賃等は、前払い金に該当しません)
10	＜終身建物賃貸借事業を行う場合のみ＞ 終身建物賃貸借事業を認可する旨の証明書	法52条に基づく終身建物賃貸借事業を行う場合は、三重県知事が発行した認可する旨の証明書の写しを添付してください。 なお、当事業の申請にあたっては、事前に住宅政策課と協議を行ってください。
11	＜管理・サービス等の業務を委託する場合のみ＞ 【★】管理・生活支援サービス提供者等との業務委託契約書の写し	住宅の管理または高齢者生活支援施設サービス等の提供を、委託により他の事業者に行わせる場合に添付が必要です。